

【質問項目】 道路損壊の場合の避難について

- ① 地震と原発事故の複合災害が発生した場合、道路管理者による道路の被害状況把握、県への報告、避難経路の設定に、どれくらいの時間がかかると想定されているか。
- ② 避難経路の国道、県道、市道、高速道路にある橋梁の耐震化はどのように進められ、進捗率はどうか。また、どのように公表されているか。
- ③ 第二の避難先の確保状況はどうか。
- ④ あらかじめ紐づけしている避難先に避難できない場合の柔軟な対応とは、誰が、いつ、どのように行うのか。またその情報伝達は、どのように行うのか。

【回答】

- ①  
実際の発災時に道路の被害状況の把握などに要する時間については、被災状況により異なるため、事前の算定は困難であると考えております。
- ②  
大規模地震などの災害発生時において、発災直後の救急救命活動や応急復旧活動、緊急物資輸送を支えるため、高速道路や国道、主要な県道については、緊急輸送道路に指定されており、原子力災害時の避難経路としても重要な役割を担っております。  
本県が管理する緊急輸送道路の橋梁の耐震化対策の進捗状況は 2025 年 3 月末時点で 86%となっております。
- ③  
県では、あらかじめ決めている避難先が自然災害などにより使用できない場合に備えて、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県を受け入れの調整を行う候補地（第二の避難先）としております。
- ④  
当初の避難先に避難できない場合、そうした情報は現地対策本部（茨城県原子力オフサイトセンター）等を集約され、関係者による協議のうえ、代替避難先への避難などの対応方針が決定されます。こうした対応方針は、国・県・市町村のそれぞれから同一の内容で速やかに情報発信いたします。